

6

人材育成、地域間交流、 教養文化活動等の活動 に関する事項

個性的で魅力あるまちづくりには、文化・教育・研究・交流等の施設の整備とともに、地域の担い手となる人材の育成や、施設を運営するソフト内容の充実が重要となる。

当地域の歴史や風土が作り上げた特色ある地域文化や産業を活かし、新たな生活・産業文化を創出するため、当地域内だけでなく、地域外とも連携した人材育成、地域間交流、教養文化活動等の活動を推進する。

1. 人材育成

大学等の高等教育機関や企業、地方自治体などが連携し、研究・開発の支援などの多様な活動の推進や、専修学校・専門学校による産業の現場と連携した実力のあるエキスパート輩出等の活動を推進するとともに、まちづくりを担う人材の育成に努める。

2. 地域間交流

都市部と農山漁村との人的交流を図り、地域全体としてバランスの取れた地域間交流を促進する。

交流施設間の情報ネットワークの形成を進めるとともに、地域全体で、文化・スポーツ等幅広い交流活動やイベントの広域的展開を図る。

国際親善活動を多面的に展開し、国際理解を増進するため異文化交流活動やホームステイ活動等の住民レベルの国際交流活動を支援していく。

また、当地域に在住する外国の方々に対し、母国語によるニュースレターの発行や日本語教室の開催などによる生活の支援はじめ、暮らしやすい地域整備を推進する。

地域外からの来訪者が自由に活動できるように都市サインを整備するとともに、地域生活を支援する高度情報通信基盤を活用した地域情報案内等の整備を推進する。

3. 教養文化活動

教養文化活動については、地域住民や利用者の教養文化施設の運営や企画への積極的な参画を推進する。

また、文化施設のネットワークや運営・指導体制を充実し、地域全体の生涯学習の振興、学術・芸術、伝統文化の保存・活用を図る。さらに、優れた歴史的文化財等を遺産として将来へ継承していくための活動などを行う。